・このしおりには、保育所（園）・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業（以下、保育施設等と記載します）の利用申込みの手続きの説明や必要な書類等について記載しています。
・申込みをされる方は、このしおりをよくご覧になって手続きをしてください。
・申込み方法、利用調整基準、保育料は公立保育所・私立保育園・私立認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業とも共通です。

1．はじめに

保育施設等を利用できるのは、保護者の就労や疾病等により子どもを家庭で保育できない場合です。

「下の子に手がかかるから」「来年学校に入るから」「集団生活に慣れさせたいから」「友達やあそぶ場所がほしいから」などの理由では利用できません。

各保育施設等には定員があり、利用できる子どもの人数に限りがあることから、保育の利用希望者数が定員を超えた場合は、ご希望の保育施設等が利用できないことがあります。また、ごきょうだいが別々の保育施設等になることや、利用できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

※下記の点にご注意ください

・一次受付において、申込受付期間内（9/27～10/11）に必要な書類を提出されない場合は一番低い調整点になります。ただし、締切までに就労証明書等の提出が間に合わない場合は必ず就労確約書を提出し、最終提出期限日（12/20）までに差替えの書類を市役所保育幼稚園室へ再提出してください。また、記載内容と事実が異なる場合には保育利用の決定が取消しとなる場合がありますのでご注意ください。

・いかなる場合であっても、一次受付期間後の申込みは一切受付けません。二次申込みをしていただくことになります。

・申請後に辞退を希望する場合は「辞退届」の提出が必要です。必ず、保育幼稚園室にお申し出ください。辞退届の提出がない場合保育料等がかかる場合がありますのでご注意下さい。なお辞退届提出後の撤回及び遡っての辞退はできません。

2．保育を利用できる方

保育施設等を利用できるのは、原則、名張市にお住まいで住民登録があり、保育認定（２号認定・３号認定）を受けた方で、概ね２か月以上の利用が見込まれる方です。認定された場合、「支給認定証」を名張市より交付します。

認定は保育必要量等の認定です。利用決定ではありません。

なお、名張市在住の方が他市区町村の保育施設を利用したい場合や、他市区町村在住の方が名張市の保育施設を利用したい場合は、「広域利用」の制度があります。

「広域利用」を利用する場合は、お住いの市区町村に申込みをしてください。

（Ｐ２５参照）